

くすりあるところに

日本病院薬剤師会理事
医療法人鉄蕉会亀田総合病院薬剤部長
舟越 亮寛 Ryohkan FUNAKOSHI



令和元年5月29日に当院の近隣の水族館にてカマイルカが赤ちゃんを出産し、日本初の人工授精によるカマイルカの繁殖に成功しました。本来であればその数時間後に母親の母乳を飲みはじめるようですが、赤ちゃんが上手に乳首に吸い付くことができず、このままでは母乳を飲むことができないと判断し、人工哺育に切り替えたそうです。

翌朝、その水族館の獣医師より当院勤務中の私に問い合わせがありました。内容は「赤ちゃんイルカの肺が成熟していないかもしれないから肺の成熟を促して母乳を吸えるようにステロイドを投与したいがヒトの場合はどうしているのでしょうか。ステロイドはデキサメタゾンとプレドニゾロンがあるのですが。」でした。私は「早産が予測される場合、出生前母体ステロイド投与は肺胞上皮細胞成熟を促すだけでなく、肺以外の各種臓器においても細胞分化を刺激し、成熟を促す効果があるとされており、2009年11月より日本でもベタメタゾンの保険適応が認可されたところです。出生前母体ステロイド投与は呼吸窮迫症候群などのリスクを減少させますが、34週以降や出生後の投与は有効性が低いとされています。」と回答したところ、獣医師の判断でベタメタゾンを取り寄せ投与したそうです。

前回の薬事法改正から5年が経過し、医薬品、医療機器等を取り巻く状況が変化しているなか、2019年3月19日、政府は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法：以下「薬機法」）等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、同日、国会に提出し、改正が予定されています。薬機法第1条5は医薬関係者の責務、「医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医薬関係者は、医薬品等の有効性及び安全性その他これらの適正な使用に関する知識と理解を深めるとともに、これらの使用の対象者及びこれらを購入し、又は譲り受けようとする者に対し、これらの適正な使用に関する事項に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。動物への使用にあっては、その所有者又は管理者。」とあります。薬機法は動物も対象であり、主に獣医師、卸売業の管理薬剤師が情報提供を担っています。

また、獣医学の領域では費用や簡便性という観点からヒト用の医薬品が動物に転用されるということが極めて多くあります。イマチニブ等分子標的薬も動物に処方される時代です。一方、ヒトで汎用されているアセトアミノフェンはグルクロン酸・硫酸抱合により代謝・排泄されますが、猫にはグルクロン酸抱合能がないことが知られています。一般用医薬品のアセトアミノフェン含有製剤を飼い主が内服させたことで急性肝障害、メトヘモグロビン血症を引き起こしている誤飲が多く報告されています。普段かかわることのない今回の獣医師からの問い合わせにより認識を改めたことですが、薬剤師は動物の薬物療法における医薬品の品質、有効性と安全性を確保するための情報提供についてもニーズがあること、それに適切な対応が求められていることを知りました。

カマイルカの赤ちゃんの転帰ですが、後日獣医師に転帰を確認したところ「母親から母乳を採取し、カテーテルを使って赤ちゃんの胃に流し込む方法で哺乳を行っていましたが、今は安定しています。是非見に来て下さい。」とのことでした。

最後になりましたが、平成30年6月から日本病院薬剤師会の理事を拝命し、医療安全対策委員会委員長に委嘱されました。関係団体との調整を行いながら会員と日病薬の発展のために力を尽くして参りますので、何卒宜しくお願い致します。